

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

(食用に供することができるふぐ)

第一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第二条第一号に規定する食用に供することができるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

(有毒部位)

第二条 条例第二条第一号に規定する有毒部位は、別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位及び雌雄同体のふぐの生殖巣とする。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第三条第二項第二号の規則で定める者は、他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の市長又は特別区の区長（以下この条において「他の都道府県知事等」という。）が行うふぐの処理に係る試験であつて知事が適当と認めるものに合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に係る免許を受けている者で、知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講したものとする。

(試験科目)

第四条 条例第四条に規定するふぐ処理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

- イ 条例及びこの規則に関する知識
- ロ 水産食品の衛生に関する知識
- ハ ふぐに関する一般知識

二 実技試験

- イ ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。
- ロ ふぐの処理技術

(試験の告示)

第五条 知事は、ふぐ処理者試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項を告示する。

第六条 削除

(免許等)

第七条 条例第七条のふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）の交付を申請しようとする者は、様式第一号のふぐ処理者免許証交付申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第二項第一号に掲げる者 ふぐ処理者試験に合格したことを証する書面の写し、医師の診断書（精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において同じ。）及び写真
- 二 条例第三条第二項第二号に掲げる者 第三条に規定する試験に合格したことを証する書面の写し、ふぐの処理に係る免許を受けている旨を証する書面の写し、医師の診断書及び写真

2 免許証の様式は、様式第二号のとおりとする。

(免許証の再交付)

第八条 条例第八条第一項の規則で定める免許証の記載事項は、氏名とする。

2 条例第八条第一項の規定による申請は、様式第三号のふぐ処理者免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出してしなければならない。

- 一 免許証（亡失した場合を除く。）
- 二 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）

三 写真

(免許証の返納)

第九条 条例第八条第三項、第九条又は第十条第三項の規定により免許証を返納しようとする者は、様式第四号のふぐ処理者免許証返納届を知事に提出しなければならない。

(ふぐ処理者の義務)

第十条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、ふぐの運搬又は貯蔵に際して、紛失及び盗難を防止する処置を講ずることとする。

(認定の申請)

第十一条 条例第十三条の規定によりふぐ処理施設の認定を受けようとする者は、様式第五号のふぐ処理施設認定申請書に専任のふぐ処理者の免許証の写し又はふぐ処理者の免許を有することを証するものとして知事が認める書類を添えて、提出しなければならない。

(認定書の様式)

第十二条 条例第十四条第二項に規定するふぐ処理施設認定書（以下「認定書」という。）の様式は、様式第六号のとおりとする。

(地位の承継)

第十三条 条例第十六条第二項の規定により認定書の交付を申請しようとする者（次項において「申請者」という。）は、様式第七号のふぐ処理施設認定書交付申請書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び地位の承継前の営業者が交付を受けた認定書を添えて、提出しなければならない。

- 一 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 相続による承継の場合 戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

2 前項の規定による申請をする場合であつて、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、申請者は、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えなければならない。

(認定書の再交付)

第十四条 条例第十七条第一項の規定により認定書の再交付を申請しようとする営業者は、様式第八号のふぐ処理施設認定書再交付申請書を提出しなければならない。この場合において、認定書の記載事項を変更する者又は認定書を毀損した者が認定書の再交付を申請しようとするときは、当該認定書を添えなければならない。

(認定書の返納)

第十五条 条例第十五条第二項又は第十七条第三項の規定により認定書を返納しようとする者は、様式第九号のふぐ処理施設認定書返納届を提出しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 条例第十八条の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十号の専任のふぐ処理者変更届に変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えて、提出しなければならない。ただし、第十三条第二項の規定により変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合には、この限りでない。

(廃止の届出)

第十七条 条例第十九条の規定によりふぐ処理施設の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一号のふぐ処理施設廃止届に当該認定書を添えて、提出しなければならない。

(ふぐの販売等)

第十八条 条例第二十三条第一項第三号の規則で定めるものは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者とする。

(身分証明書)

第十九条 条例第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号）第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年二月二十七日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （前略）第百三十一条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十四年七月六日規則第五十三号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十七年八月二十五日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年十二月十日規則第二十二号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び様式第一号の改正規定（「滋賀県知事」の次に「、岡山県知事」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第四十四号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第四十六号）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする改正規定及び様式第十二号から様式第十四号までを削る改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十八号）

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和八年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

食用のふぐの種類（標準和名）	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巢
まふぐ	筋肉及び精巢
めふぐ	筋肉及び精巢
あかめふぐ	筋肉及び精巢
とらふぐ	筋肉、皮及び精巢
からす	筋肉、皮及び精巢
しまふぐ	筋肉、皮及び精巢
ごまふぐ	筋肉及び精巢
かなふぐ	筋肉、皮及び精巢
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巢
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巢
はこふぐ	筋肉及び精巢
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものの精巢

備考

- 一 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 二 可食部位とは、有毒部位を除去することにより人の健康を損なうおそれがないと認められる部位をいう。
- 三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。
 - イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 四 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 五 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県との境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面をいう。
- 六 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。
- 七 二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。